

宅地開発協定書

福生市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、福生市宅地開発等指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定する。

第1条 事業の名称

第2条 事業の場所

第3条 乙が行う事業は、宅地開発審査願のとおりとする。なお、宅地開発審査願提出後に変更があった場合は、関係部署が承認した事業内容とする。

第4条 乙は、要綱及び指示事項を遵守し、当該事業を忠実に施工しなければならないものとする。

第5条 乙は、工事の施工上やむを得ず計画を変更しなければならない場合には、あらかじめ甲の指示を受けなければならないものとする。

第6条 乙は、市に帰属した公共施設について、引渡し日から起算して2年を経過するまでの間に、工事に伴う「^{かし}瑕疵」が生じた場合は、事業主が補修すること。

第7条 この協議について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。この協定の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 福生市

上記代表者 福生市長

印

乙 住所

氏名

印